

平成13年8月30日

カメルーンに対する債務救済措置について

1. わが国政府は、カメルーン共和国政府に対する債務救済措置（債務繰延方式）に関し、同国政府との間で交渉を行ってきた結果、このほど繰延金利を含む繰延条件の細目につき合意したので、このための書簡の交換が8月30日（木）ヤウンデにおいてわが方加藤基在カメルーン臨時代理大使と先方ミッシェル・メヴァ・メブトウ経済・大蔵大臣(Michel MEVA'A M' EBOUTOU, Ministre de l'Economie et des Finances)との間で行われた。
2. 今回の債務救済措置の内容は次の通り。
 - (1) 繰延対象債権
カメルーンが国際協力銀行に負う債務のうち一定のもの
 - (2) 繰延債務の総額
国際協力銀行関係債務： 27億8,020万6,187円
 - (3) 返済方法
2018年12月31日に始まる48回の半年賦払
 - (4) 繰延金利
年1.8%
3. 今回の債務救済措置は、2001年1月24日に採択されたパリ・クラブの合意議事録に基づき、カメルーン政府との間で交渉を行ってきた債務救済に関する取決めについて、二国間交渉が合意を見るに至ったことによるものである。
なお、カメルーンに対するパリ・クラブによる債務救済措置は今回が6回目となる。